

1.3 校内での盗難

【事例】

生徒が、教室に置いていた私物を盗まれたと訴えてきた。状況から判断して盗んだのは自校の生徒の可能性が極めて高いと思われる。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・被害に遭った生徒の心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について事実確認を行うとともに、可能な限り、他の生徒から情報を収集する。また、集めた情報は一元的に集約する。

[指導方針の決定]

- ・被害に遭った生徒に対するいじめはなかったか等、盗難の背景を分析する。
- ・被害状況、事態の推移、保護者の意向等から警察との連携について検討する。
- ・盗んだ生徒を特定しようとする場合は、学校が教育の場であることを踏まえ、当該生徒の指導内容等について、教職員間で共通理解を図る。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[盗んだと考えられる生徒への事情聴取]

- ・状況に応じて、盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聞き取る。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配慮するとともに、生徒を一人きりにしないよう留意する。

[盗んだ生徒を特定した場合の指導]

- ・行為に至った背景等について共感的に聞き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、被害生徒への謝罪等について、ともに考えながら指導する。

[被害生徒への指導]

- ・共感的に関わるとともに、再発防止に向けて学校が真剣に取り組むことを伝える。
- ・盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。

[学級（ホームルーム）又は学年全体の生徒への指導]

- ・被害の状況等により、学級（ホームルーム）又は学年全体に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

[被害生徒の保護者への対応]

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪をするとともに、学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。

[盗んだ生徒の保護者への対応]

- ・事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議する。また、生徒の抱えている問題や保護者の悩み等を丁寧に聞き取り、協働して解決していこうとする姿勢を示す。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策の検討]

- ・学級（ホームルーム）指導を通じて全生徒に対し、盗みは犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ・不必要な金品等を学校に持ち込まないよう生徒に指導するとともに、貴重品の自己管理を徹底させ、場合によっては授業中や部活動中に貴重品を担任等が預かる等、予防策を講じる。

[保護者との連携]

- ・学級通信や学年通信、懇談会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。
- ・保護者に、生徒の持ち物に注意を払うよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込ませないよう依頼する。